

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県鹿児島市西伊敷七丁目34番12号  
氏 名 株式会社フタマタ開発  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 二俣剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 3年12月19日  
許可の有効年月日 令和 8年12月18日

### 1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体

以上14種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

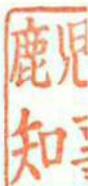
3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可

平成28年12月19日



変更届出	平成29年10月10日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
変更届出	令和3年10月18日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更 鹿児島市の積替え許可の有無を「有」に変更
変更届出	令和3年11月19日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
更新許可	令和3年12月19日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有 無  
08217051241号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

